障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求める意見書

2010年(平成22年)1月に、障がい者制度の集中的な改革を行うため、内閣府における「障がい者制度改革推進本部」の下に「障がい者制度改革推進会議」が設置された。

2011年(平成23年)7月には、障害者基本法の改正が行われ、8月には、障がい者制度改革推進会議の下に設けられた総合福祉部会において、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」がまとめられたところである。

障がいの種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障がい者みずからが選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障がいの有無によって分け隔てられない共生社会を実現する理念において、障害者基本法や骨格提言に沿って「障害者総合福祉法(仮称)」を着実、かつ速やかに立法化する必要がある。

したがって、国においては、以上の観点から、下記の事項を踏まえ、 障害者総合福祉法(仮称)を早急に制定し、施行するよう要望する。

記

- 1.障害者総合福祉法(仮称)制定に当たり、障がい者制度改革推進会議及び総合福祉部会が取りまとめた新たな総合福祉法についての意見・提言を最大限尊重し、障がい者ら当事者の意見を十分に反映させること。
- 2.障害者総合福祉法(仮称)において、障がい者の自立した地域生活が可能となる質的・量的に充実した障がい福祉施策の提供体制を確立すること。
- 3.障害者総合福祉法(仮称)制定に当たり、障がい者福祉制度を円滑に進めるために財源を十分に確保し、地方自治体の財政負担を軽減すること。
 - 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 平成24年3月27日

高 槻 市 議 会